

## 千葉県地方港湾審議会 会議結果（概要）

### 1 開催日時及び場所

日 時 平成18年2月24日（金） 10時00分～11時42分  
場 所 プラザ菜の花 3階「菜の花」（千葉市中央区長洲1-8-1）

### 2 委員及び特別委員の現員数並びに出席者数

#### （1）委員及び特別委員の現員数

委員：34名 特別委員：13名 合計：47名

#### （2）出席者数（代理出席を含む）

委員：26名 特別委員：9名 合計：35名

### 3 議 題

- （1）千葉港港湾計画の変更について
- （2）木更津港港湾計画の変更について
- （3）木更津港臨港地区並びに分区の指定について
- （4）千葉県地方港湾審議会幹事会への委任事項の一部変更について
- （5）千葉県地方港湾審議会運営規則の一部変更について

### 4 議決事項

- （1）千葉港港湾計画の変更について
  - ・原案（「千葉港港湾計画書（軽易な変更）（案）」）のとおり承認
- （2）木更津港港湾計画の変更について
  - ・原案（「木更津港港湾計画書（軽易な変更）（案）」）のとおり承認
- （3）木更津港臨港地区並びに分区の指定について
  - ・原案（「木更津港臨港地区並びに分区の指定について（案）」）のとおり承認
- （4）千葉県地方港湾審議会幹事会への委任事項の一部変更について
  - ・原案（「千葉県地方港湾審議会幹事会への委任事項の一部変更について（案）」）のとおり承認
- （5）千葉県地方港湾審議会運営規則の一部変更について
  - ・原案（「千葉県地方港湾審議会運営規則の一部変更について（案）」）のとおり承認

## 5 主な質疑事項

### 【千葉港港湾計画の変更について】

委員：葛南中央地区の波除堤について、今回追加されることになった理由を伺いたい。最初から計画に乗っていれば今回追加する必要はなかったのではないか。

事務局：港湾計画改訂時には、プレジャーボートの収容計画を位置づけた。その時の検討は、S方向が一番影響を与える卓越した風向であると判断した。このたび、事業実施の具体化に当たり、S方向のみという形ではなくて、影響がありそうな方向を含め全ての方向から詳細に検討した結果、S方向ではなくSSWとSWの2方向でS方向の波よりも影響が出ることが判明したので、今回、防波堤について追加をした。

委員：この場所の収容能力はどれほどか。

事務局：収容隻数においては200隻である。

### 【木更津港臨港地区並びに分区の指定について】

委員：「木更津港は、これまで臨港地区の指定がされていない」と。また「木更津港港湾計画に基づき順次臨港地区の指定を行うものである」と書いてある。今回、こういうふうに指定したいというのはわかるが、順次臨港地区の指定を行うものであるということであれば、どのような将来計画に基づいて、指定していくのか。

事務局：今後の臨港地区指定の方針だが、木更津地区においては、現在の74ha部分。その後、木材港、潮浜、吾妻各地区を順次臨港地区に指定していく方針である。

委員：こういうふうに臨港地区・分区指定が順次行われていくと、よりよい港になっていくということで、非常にすばらしい第一歩なのではないかと思う。質問したいのは、分区計画があるが、商港区の指定の中で水面までが入っているような気がするが、この辺はどういう関係になるのか。

事務局：ここについては、現在、-12m岸壁を建設中である。したがって、これはあと1年程度で完成見込みだが、そのときには、ここは埠頭として機能する予定の場所であるということで、今回、あわせてこういった格好での指定を計画したということである。ただ、実際の手続としては、陸地になってからでないと難しいので、その辺は実際に臨港地区という指定をするのは若干のタイムラグが出てくると、そういうふうに考えている。

【千葉県地方港湾審議会幹事会への委任事項の一部変更について】

委員：専用埠頭について、今までは8m未満だった委任事項が12m未満まで委任することになる。ということは、ここの審議会の議題にはならないということだと思うが、そういう理解でいいのか。木更津の新日鐵のこういうものは、もしこれが通って委任事項で今回のような改訂になった場合には、7mの水深だから、これは議案にならないものなのか。

事務局：11m岸壁が対象外になるという内容だが、そのとおりであり、今回これが承認されたときには審議会案件にはならないということになり幹事会預かりとなる。

委員：今8m未満になっているものを12m未満まで幹事会に委任してもいいということになると、正式なのはここの審議会なわけで、12m岸壁未満、そのぐらい大きなものは、原則として審議会で審議をするべきだと思う。

事務局：今、12m岸壁未満のことだが、今回、公共と専用で水深を変えて、審議案件を変えるようにするもので、専用岸壁については、着岸する船舶が特定されることから比較的審議が容易な内容である。また、一企業限りの変更であり、ほかへの影響が少ないと判断されることから、改正後の施行規則に基づいて水深8m未満から水深12m未満に緩和することとした。

また、公共岸壁については、従来どおり水深8m未満としたが、専用岸壁と異なり不特定の船舶が利用することから慎重な審議が必要と判断したもので、そのまま据え置くという内容になっている。

議長：委員の趣旨はわかる。確かに専用岸壁のところは、ある意味において、企業の方で自分の費用であると。ただ、専用岸壁といえ、それは千葉港なり千葉県内の港湾の一部なわけであるから、それについては幹事会で了承するとしても、専用岸壁、水深12m未満について変更があった場合には次の港湾審議会で必ず報告をするという形にして、ただし、公共岸壁8m以上については必ず審議会で諮る案ということで、いかがか。

委員：報告ということでいえば今もやっているわけで、やはり議題として、きちんと審議会としての判断を加えるということが必要だと思う。公共の方は、そういう緩和が今回されてないというのは理解した上で、やはりちょっと心配だなと思うので、異議を唱える。

議長：趣旨はわかる。恐らく県の方の当事者としては、企業が円滑に活動していくためにはある程度幹事会のようなところで迅速に判断してもらいたいという、そういう趣旨だろうと思う。ほかの方々はこの形で幹事会にゆだねるということについて賛成ということであれば、そういう少数意見が出たということ前提として、この議案を承認いただくというふうに提案したい。